○農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)

情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていする人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての第二十五条の六 農林中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関(特別の非公開情報の取扱い)	(返済能力情報の取扱い) 「返済能力情報の取扱い」 「返済能力情報の取扱い」 「返済能力情報の取扱い」 「返済能力に関する情報の収集及び農林中央金庫に対するを確保する。」 「のという。」から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関する機関(資金需要を表するための措置を講じなければならない。	(個人顧客情報の安全管理措置等) (個人顧客情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の承担、滅失又る場合にはその委託先の監督について、当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の取扱いを委託する場合にはその表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	改正案
(新設)	(新 設)	(新設)	
			現

置を講じなければならない。	られる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措	ない情報をいう。)を一適切な業務の運営の確保その他必要と認め一